

平成 19 年度 第 4 回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成 20 年 2 月 14 日（木） 午前 10 時から 12 時まで

■ 場 所：ルミエール府中(市民会館) 第 1 会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員>13 名

井口直樹、上野広美、加藤良三、小嶋澄子、小松貞春、島中弘、下條輝雄、
津田朱實、堤薫、林静枝、村越ひろみ、山村一生、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（矢ヶ崎）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（鎌田）、地域福祉推進
課長（鳥羽）、地域福祉推進課社会福祉係長（倉光）、地域福祉推進課福祉計画担当
主査（山崎）、地域福祉推進課（肥後、堀）、
株式会社生活構造研究所

■ 傍聴者： 1 名

■ 議 事 1 報告

- (1) 府中市福祉のまちづくり推進委員会スケジュールについて
- (2) 「府中市福祉のまちづくり推進計画」のあらましについて
- (3) 府中市における「地域福祉・福祉のまちづくり」に関する現況と課題
- (4) 府中市福祉計画(地域福祉)調査結果の概要

2 議題

- (1) 府中市福祉のまちづくり推進委員会スケジュールについて
- (2) 府中市福祉計画改定に係るアンケート調査結果等について
- (3) その他

■ 資 料 資料 1 府中市福祉のまちづくり推進委員会スケジュール(案)

資料 2 「府中市福祉のまちづくり推進計画」のあらまし(案)

資料 3 府中市における「地域福祉・福祉のまちづくり」に関する現況と課題(案)

資料 4 府中市福祉計画(地域福祉)調査結果の概要

資料 5 府中市福祉計画(地域福祉)調査報告書(案)

■ 議事要旨

会 長：定刻となりましたので、ただいまより平成 19 年度第 4 回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

まず、事務局より出席数の確認をお願いします。

事 務 局：本日の会議は、委員 15 名中、13 名の委員の皆様にご出席いただいております。府中市福祉のまちづくり条例施行規則第 18 条の規定を満たしていますので、本日の審議会は有効となります。なお、欠席の委員は、鷹野委員、長島委員の 2 名で、都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。それでは、配布資料のご確認をさせていただきます。

本日の会議には視覚に障害のある方、聴覚に障害のある方がいらっしゃっておりますので、ご発言の際は、挙手の後、お名前をおっしゃってからご発言ください。

議題

(1) スケジュールについて

会 長：まず、スケジュールについて説明をお願いします。

事 務 局：資料 1 の説明

委 員：まだ日取りは決まっていないのですね。ガイドヘルパーさんをお願いするのに月に 20 時間という制限があるのでご配慮いただきたいと思います。

事 務 局：第 1 回は 5 月、第 2 回は 6 月、第 3 回は 9 月、第 4 回は 11 月、第 5 回は 12 月を予定しております。

委 員：3 月 28 日の委員会の時間は何時からですか。

事 務 局：3 月 28 日は小委員会ですので、正副会長と、山村委員、井口委員で行います。

(2) 府中市福祉計画改定に係るアンケート調査結果等について

会 長：それでは、アンケートなどについて事務局から説明してください。

事 務 局：それでは、資料 2～5 についてご説明いたします。

会 長：まず、資料 5 についてですが、調査結果のまとめを最初にもってきて読みやすくしたほうがよいという提案がありましたがいかがですか。

委 員：全体的にボリュームが多くて、最後にまとめがありますが、最初にあったほうが読みやすいと思います。

委 員：誰に読んでもらう報告書なのか。市民向けにはもっとわかりやすいほうがよいと思う。こんなに厚いのでは読めないと思うし、イラストなども必要と思う。

会 長：ダイジェスト版など、わかりやすいものが必要ですね。

委 員：やはり厚いので読むのはつらいと思う。難しい言葉も多いので、イラストやわかりやすい文章でお願いしたい。

- 事務局:調査報告書については全ての調査の詳細な報告書は必要ですので何部かつくり、市政情報公開室等におきます。それとは別に、市民向けのダイジェスト版等を作るかどうかは今後の検討ですが、作る場合にはわかりやすく、ポイントを絞ったかたちのものなどを検討したいと思います。
- 会長:まとめと課題は先頭に持ってくるということによろしいですか。
また、福祉のまちづくり条例などを最後につけるようにしてください。
資料4についてはいかがでしょうか。ボランティア活動には半数以上の人が参加していないが、きっかけがあればやってもよいという結果になっています。仕組みをうまく作ることができれば参加するようになると思います。
- 委員:一人で外出するときなどに声を掛けてくれる方がかなりいます。ボランティア活動などのチラシなどを用意していただければ、そういう方々に配布できます。
- 委員:ボランティア活動に参加していない人が多く残念に思う。しかしボランティア活動の定義の問題もあると思う。ちょっと街中で声を掛けることも含めて考えれば、もっと高くなると思う。気持ちはあるのでしょうかから、後押しできる働きかけができればなと思っております。
- 会長:後押しのシステムが課題ですね。
- 委員:たとえばPTAがあるから後押しができるとは限らない。一般の大人に広めることの難しさを感じる。
- 委員:ボランティアというところかに行き行ってやることだと思っている人が多い。町会のなかの防犯活動などもボランティアだと思うのです。実際にはもっと範囲が広いと思います。
- 会長:ボランティア活動の概念をもっと広めに考えていくのがよいかもしれないですね。
- 委員:災害時の安否の確認をどのような方法でやるのかが問題だと思う。
- 委員:町内会で災害時の高齢者の見守りはやっています。防犯の人が高齢者の見守りしているケースは多く、以前より増えていると思う。
- 委員:大きな団地などでは亡くなってもわからないことがある。自治会自体が機能していない。
- 委員:前に自治会の班長をやったが、その際、災害時のために80歳以上の高齢者を把握したいのだが名簿が作れないのが悩みだとの自治会長の話だった。どこに誰がいるのか調べておいたほうがよいが、プライバシーとの関係で悩ましいところだ。誰かがきちんと把握すべきだと思う。
- 委員:個人情報厳しくなってから名簿が手に入らなくなった。今あるのは全部古い名簿です。
- 委員:それには町内会で行事をやって名簿をつくり把握するしかない。敬老会をやれば、参加者は把握できるし、不参加の人には届け物をし、班長が確認するので自然に名簿が出来ていく。町内会で独自の動きをしないとネットワークはできない。
- 会長:プライバシーと見守りの問題については、今委員からあったように自分の自治会はこうしていると事例を出して、それではうちはこうやるのがよいのではないかと考えてもらう、そういうシステムを作らないと問題は残されたままになると思います。

事務局：庁内で要援護者の把握については検討しているところです。資料5の96ページに「最低限の情報ならば知らせておいてもいい」としている人が多いが、これをいかしたシステム作りをしていきたい。

委員：消防署ではチェックしていないのですか。

委員：消防署は民生委員協議会を通して調査をしたことがあります。

委員：消防署は本人の承諾がないと訪問しないはずです。

委員：以前に民生委員の方が突然来て、断ってしまったことがある。どうして民生委員が来たのかわからなかった。

会長：どういう時期に誰が訪問するのか、きちっと広報で流していただけるとわかりやすい。検討してください。

それでは資料2,3についていかがですか。

委員：資料2の3ページ、「地域への移行支援」とは何を指しているのですか。

事務局：これまで障害者の方は施設で入所生活をしてきたが、自立支援法などを受けて住み慣れた地域で支えあって生活していくようにする、そうしたことを指しています。

会長：自立支援法のなかで、区市町村、都道府県でやる事業として地域支援事業があります。地域のなかに移行できるシステムを作っていこうというものです。

委員：見守りネットワークは含まないのですか。

事務局：それは「支え合いのネットワークの推進」に入ります。

事務局：さりげない見守りということで、ハンディキャップを持っている人に対して、異変を感じたら在宅介護支援センターに情報提供し、職員が訪問するというかたちにしています。

委員：見守りネットワークはどのようにしていけばよいのか、今課題になっていますのでお聞きしました。「さりげない」というのは重要と思う。

委員：見守りと支援のシステムが混同されていることが多い。行政施策もからんできますので、市民の声掛けと実際の在宅介護支援センターの支援とは、分けて議論する必要があります。

委員：「支援センター」は何課にあるのですか。

事務局：市内に11か所あり、高齢者支援課に統括機能があります。

会長：中学校区に大体1か所という考え方です。

それでは、福祉のまちづくり推進計画についてのご意見を伺いたいと思います。

委員：建築基準法の改正で厳しくなった点があるが、この計画のハード面に関わるのですか。

事務局：施設のバリアフリーについては触れるが、耐震そのものについては触れません。

委員：災害時の問題に関しては、地域の自治会の持つ役割が大きいと思います。地域の人は自分のできることを探していると思います。それを提示できれば中身の豊かないものができると思います。

会長：資料3の31ページで障害者の高齢化の状況がわかります。この点は重要だと思います。

事務局：本日はデータをご用意していませんが、この傾向は顕著です。

委員：ボランティアに参加してもいいとする人に意識をいかしたい。関東の大地震が予想さ

れるが、そのときの心構えが出来ていない。ブロックごとに防災訓練をやれば、活動は活発になるはずです。

会長:「地域の暮らしの満足度」では「買い物などの便利さ」や「道路や交通機関などの使いやすさ」は高いが、「地域の交流」や「サークルやボランティアの活動」は低い。一方で「ソーシャルインクルージョンの考え方」では8割以上の人々が「障害のある人とない人がともに生きるのが当然の姿」と回答し、意識は高い。したがって、これをいかに具体化していくかがまちづくりの課題、特にソフト面の課題です。

事務局:31 ページの計画推進の課題を検討していただけますでしょうか。

委員:高齢者施設での人材確保は大変なので、団塊の世代に期待している。行政のほうでは何か仕組みづくりを考えていますか。

事務局:昨年度から庁内プロジェクトを作って、団塊の世代の活動の仕組みづくりをはじめていきます。

委員:社協で「人材活性化事業」を進めています。障害者施設での活動、高齢者施設での活動というように、特定の活動に当てはめてしまうのではなく、それを逆転し、自分の技術を社会にいかしたいという人はたくさんいらっしゃるので、能力、技術、趣味を登録していただき、それを必要とするところに結び付けていく。新しい取り組みということで「夢バンク」を平成20年4月からスタートします。

委員:さらに一歩進んで何かやろうとしても、きっかけがないのが現状ですね。

会長:全体、資料2についていかがですか。特にソフト面のきっかけ作りをどうするかがポイントと思いますが。ほかに追加すること等ありますでしょうか。

委員:民生委員があまり地域に知られていないと感じます。自治会や老人会といった地域住民の相互のつながりがあるところに民生委員も参加していかなくてはいけないと思います。各家庭を訪問するときのやりやすさの問題で、「何で来たのか」といわれてしまうことがあります。少しずつ声かけをするようにはしているのですが。

委員:医師会でも情報をホームページに載せていて、患者さんもホームページを見ることが多くなっています。例えば東京都の医療機関案内サービス「ひまわり」ですね。防災やボランティアについてもホームページを利用するのがいいと思います。

委員:「福祉人材の確保」とは資格を持っている人をいうのか、またはボランティアのことか、どのような意味ですか。

事務局:様々な意味を含んでいます。ボランティアの育成、福祉現場での人材不足への対応などです。実際の施策ではもっと細かくしていきます。

会長:平成18年のバリアフリー新法も加味してハード面の実行をお願いしたい。

委員:「支えあいのネットワーク」は抽象的でつかみにくい。何を目指しているのか、施設にいる方は明確なんですけど、地域にいるとなると介護保険か、それで足りない部分か、具体例を入れてもらったほうがわかりやすい。

会長:日常的で身近な「支えあい」の例として何かありますか。

事務局:さらにわかりやすいアイデアがあればいただきたいと思います。

委員:支える相手を知ってもらう必要があるでしょう。

委員:スーパーで物を取れなかったり、信号を渡れなくて困っている人を助ける、日常の小

さなことで声を掛けるだけでも支えになります。

会 長: 昔の「小さな親切」ですね。

委 員: 「大きなお世話」にならないような何気なさが必要です。

委 員: 個人同士の支えあい、地域の団体間の支えあい、さらに両者が合わさった支えあいがあると思います。

会 長: ぜひ本日の議論をベースに、これからも意見交換して行きたいと思います。

(2) その他

事 務 局 : 前回の議事録については、期間があいていますので、正副会長にご確認いただき公開いたしました。

次回、平成 20 年度の第 1 回審議会は平成 20 年 5 月に行います。

以 上